〇総務省告示第

号

亚 成 電 +気 七 通 年 信 総 事 業 務 省 法 告 施 示 行 第 規 千三 則 昭 百 七 和 六 + 九 + 号 年 郵 電 政 省 気 令 通 第二 信 事 + 業 五. 法 号) 施 行 規 第 則 兀 + 第 兀 条 + \mathcal{O} 六 条 第二 \mathcal{O} 六 第二 号 0) 号 規 定 \mathcal{O} に 規 定 基づ に . 基 き、

年 月 日

令

和

き

都

道

府

県

ごと

 \mathcal{O}

第

種

公

衆

電

話

機

 \mathcal{O}

設

置

台

数

 \mathcal{O}

基

準

を

定

 \Diamond

る

件)

 \mathcal{O}

部

を

次

 \mathcal{O}

ょ

うに

改

正

す

る。

総務大臣 金子 恭之

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 撂 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分をこ れ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 撂 げ る

規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ う に 改 め る。

改 正 後	改 正 前
都道府県ごとの第一種公衆電話機の設置台数は、次の表の上欄に掲げる都道府県ごとに、当該	都道府県ごとの第一種公衆電話機の設置台数は、次の表の上欄に掲げる都道府県ごとに、当該
都道府県の市街地(最近の国勢調査の結果による人口集中地区をいう。以下同じ。)に係る統計	都道府県の市街地(最近の国勢調査の結果による人口集中地区をいう。以下同じ。)に係る統計
に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード(昭和四十八年行政管理庁告示第百	に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード(昭和四十八年行政管理庁告示第百
四十三号)第一項第一号に規定する基準地域メッシュの数及び当該都道府県の市街地以外の地域	四十三号)第一項第二号に規定する二分の一地域メッシュの数及び当該都道府県の市街地以外の
、世帯又は事業所が存在する地域に限る。)に係る同項第三号に規定する二倍地域メッシュの数	地域(世帯又は事業所が存在する地域に限る。)に係る同項第一号に規定する基準地域メッシュ
の合計数に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た数を下回らないものとする。	の数の合計数に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た数を下回らないものとする。
[表略]	[表同上]
備考 表中の []の記載は注記である。	

附

則